

運用細則より抜粋

11.4 開示等の求めへの対応

(1) 開示等の求めに応じる手続き

1) 開示等の求めの申し出先

当社事務所受付に掲示当社事務所受付に掲載する。

2) 開示等の求めの受付、本人確認、及び手数料

① 個人信用情報(金融・資産・クレジットカード番号・口座番号)、特定の機微な情報の場合

(ア) 請求受付は郵便によるものとし、回答は請求者宛て本人限定郵便で行う。

(イ) 本人からの請求の場合には、以下の書類の提出を受付条件とする。

a) 様式「PMS-B002-111 個人情報の開示等申請書」に所定の事項を記入及び実印による押印

b) 本人の身分を証明する書類(免許証、パスポート、健康保険証など)のコピー

c) 本人の印鑑証明書

(ウ) 代理人からの請求の場合には、上記に加え、以下の書類の提出を条件とする。

a) 委任状(任意様式。ただし本人の署名・実印による押印・住所、及び代理人の氏名・住所の記載は必須)

b) 代理人の印鑑証明書

c) 代理人の身分を証明する書類(免許証、パスポート、健康保険証など)のコピー

② 前項以外の情報(基本情報(氏名、住所、電話番号、メールアドレス、生年月日、勤務先など)、利用サービス内容・契約条件及びその他の情報)の場合

(ア) 本人からの問合せ(口頭、電話、メール、書面を含む)の場合には、登録電話番号またはメールアドレスへのコールバックにより本人確認する。

請求に対する回答は、個人情報保護管理者の承認を得た上で、口頭または書面で行う。ただし口頭による回答は、本人の同意が得られた場合に限る。

(イ) 代理人からの請求受付は郵便によるものとし、以下の書類の提出を受付条件とする。

a) 様式「PMS-B002-111 個人情報の開示等申請書」に所定の事項を記入した書面

b) 委任状(任意様式。ただし本人の署名・押印・住所、及び代理人の氏名・住所の記載は必須)

c) 本人及び代理人の身分を証明する書類(免許証、パスポート、健康保険証など)のコピー各1通

d) 請求に対する回答は、代理人宛に本人限定郵便を利用して行う。

③ 本人及び代理人の身分を証明する書類を取得する場合は、当該情報は、開示等の求めに応じる手続きにおいてのみ使用するものであることや保管に関する事、廃棄に関する事等を明示し、同意を取得することとする。また、本籍地の情報が記載されている物を送付対象とする場合は、その箇所を塗りつぶして送ってもらうよう、事前に通知しなければならない。

④ 利用目的の通知及び開示に関わる手数料は、書面による通知をする場合は840円(消費税を含む)とし、個人情報相談窓口責任者は、受付前に請求者に通知しなければならない。

(2) 開示対象個人情報に関する事項の周知

個人情報に関する問合せ窓口を公表し、開示対象個人情報について、本人からの求めに応じて、次の事

項を事務所受付に掲載するか、いつでも公表できる状態にしておく。

- a) 事業者の氏名又は名称
- b) 個人情報保護管理者(若しくはその代理人)の氏名又は職名、所属及び連絡先
- c) すべての開示対象個人情報の利用目的(3.4.2.5のa)～c)までに該当する場合を除く。)
- d) 開示対象個人情報の取扱いに関する苦情の申し出先
- e) 認定個人情報保護団体(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第37条第1項の認定を受けた者)の対象事業者である場合においては、その認定個人情報保護団体の名称及び苦情の解決の申し出先
- f) 開示等の求めに応じる手続き

(3) 開示等の求めに応じない場合の手続き

以下のいずれかに該当して、当該個人情報の開示等へ求めに応じない場合は、「個人情報取得・利用・提供・開示等 承認申請書」を作成し、個人情報保護管理者の承認を得る。また、開示等への求めに応じない決定をした場合にはその旨と理由を本人に対し7営業日以内に通知する。

① 開示対象の個人情報ではない場合

「個人情報取扱基本規定」3.4.4.1 のただし書きに該当し、開示対象個人情報ではない場合。

【3.4.4.1 のただし書き】

- a) 当該個人情報の存否が明らかになることによって、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれのあるもの
- b) 当該個人情報の存否が明らかになることによって、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれのあるもの
- c) 当該個人情報の存否が明らかになることによって、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれのあるもの
- d) 当該個人情報の存否が明らかになることによって、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序維持に支障が及ぶおそれのあるもの

② 利用目的の開示に応じない場合

「個人情報取扱基本規定」3.4.2.5 のただし書き a)～c)のいずれかに該当する場合、又は3.4.4.3 の c)によって当該本人が識別される開示対象個人情報の利用目的が明らかな場合。

「個人情報取扱基本規定」3.4.4.4 のただし書き適用)

【3.4.2.5 のただし書き a)～c)】

- a) 利用目的を本人に通知し、又は公表することによって本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利権を害するおそれがある場合
- b) 利用目的を本人に通知し、又は公表することによって当該事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
- c) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することによって当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

【3.4.4.3 のただし書き c)】

- c) すべての開示対象個人情報の利用目的(3.4.2.5のa)～c)までに該当する場合を除く。)が本人の知り得る状態に置いてあるとき

③ 開示等の求めに応じない場合

「個人情報取扱基本規定」3.4.4.5 のただし書きに該当し、その全部又は一部を開示しない場合。

【3.4.4.5 のただし書き】

- a) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- b) 当該事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- c) 法令に違反することとなる場合

④ 訂正、追加又は削除を行わない場合

法令の規定によって特別の手続きが定められている場合などで、訂正、追加又は削除を行わない場合。

⑤ 利用の停止、消去又は第三者への提供の停止を行わない場合

「[PMS-B001](#) 個人情報取扱基本規定」3.4.4.5 のただし書きに該当し、利用の停止、消去又は第三者への提供の停止。

【3.4.4.5 のただし書き】

- a) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- b) 当該事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- c) 法令に違反することとなる場合

(1) 開示対象個人情報の利用目的の通知の求めへの対応

個人情報相談窓口責任者は、本人から本人に関する開示対象個人情報について、利用目的の通知を求められた場合は、適切な本人確認の上、様式「[PMS-B002-112](#) 個人情報の開示等回答書」を作成し、個人情報保護管理者の承認を得て、7 営業日以内に本人に対してこれを通知する。

(2) 開示対象個人情報の開示の求めへの対応

個人情報相談窓口責任者は、本人から本人に関する開示対象個人情報について、開示を求められた場合は、適切な本人確認の上、様式「[PMS-B002-112](#) 個人情報の開示等回答書」を作成し、個人情報保護管理者の承認を得て、書面、もしくは、開示の求めを行った本人が同意した方法で、7 営業日以内に本人に通知する。

(3) 開示対象個人情報の訂正、追加または削除の求めへの対応

個人情報相談窓口責任者は、本人から本人に関する開示対象個人情報の訂正、追加又は削除を求められた場合には、適切な本人確認の上、当該個人情報を主管する部門個人情報管理者に遅滞なく必要な調査を指示し、調査完了から 7 営業日以内に訂正又は削除をさせ、様式「[PMS-B002-112](#) 個人情報の開示等回答書」を作成し、個人情報保護管理者の承認を得て、本人に対してこれを通知する。

(4) 開示対象個人情報の利用または提供の停止の求めへの対応

個人情報相談窓口責任者は、本人から本人に関する開示対象個人情報の利用または第三者への提供の停止、または消去の請求があった場合には、適切な本人確認の上、当該個人情報を主管する個人情報管理者に遅滞なく必要な調査を指示し、調査完了から 7 営業日以内にこれに応じ、様式「[PMS-B002-112](#) 個人情報の開示等回答書」を作成し、個人情報保護管理者の承認を得て、本人に対してこれを通知する。

第三者に対して利用停止条件付で提供していた場合には、本人の要請を提供先にも通知する。